

千地裁総第1207号

令和7年10月30日

山中理司様

千葉地方裁判所長

司法行政文書不開示通知書

令和2年8月20日付け（同月24日受付）で申出のあった司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

勾留処理システム（初期画面）

2 開示しないこととした理由

1の文書には、システムの機能、操作説明、システム画面そのもの及び画面説明並びにシステムのプログラムの動作を具体的に説明した情報であって、公にすることにより情報セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、この文書は、全体として行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、開示しないこととした。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）総務課文書係 電話043（333）5237